

令和3年8月30日

京丹波町長 太田 昇 様

京丹波町特別職報酬等審議会
会 長 片山 俊明

京丹波町議会議員の議員報酬の額に関する意見について（答申）

令和3年7月12日付け3京丹総第271号で諮問のありました京丹波町議会議員の議員報酬の額について、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

京丹波町特別職報酬等審議会は、京丹波町議会議員の議員報酬の額について、町長より諮問を受け、令和3年7月12日、7月26日、8月2日の3回にわたり審議を行った。

委嘱を受けた委員は、町民の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、自由闊達で忌憚のない意見を交換し合いながら議論を深めた。

2 審議経過

本審議会では、議員職務の内容や責任の重さ、また、本町を含め府内11町村及び類似団体の報酬の状況や本町の財政状況等の各種資料を参考にするとともに、社会情勢を踏まえたうえで、総合的な検討を行った。

なお、審議に際し、京丹波町議会議長より当審議会への議会代表者の出席について依頼を受け、議会代表者により京丹波町議会での議員報酬の改正にかかる取組の経過、答申等について説明を受けた。

京丹波町議会におかれては、「議員定数・報酬等」及び「今後の議会の在り方」について協議がなされ、町民アンケートや議員間のプレゼンテーション等の取組が行われており、町民アンケート調査報告書（令和3年3月）の結果において、議員報酬は「低い」が25.5%と最も多く、次いで「今のままでよい」23.9%、「高い」13.3%となっている。

議員報酬の額については、平成17年10月の合併以降、約16年間改定されておらず現在に至っている。

一方、議員定数については、平成21年の一般選挙から、18名から2名削減の16名となっているが、議会において自ら定数削減の取組を行い、令和3年11月の任期満了に伴う一般選挙からは、16名から13名に削減となる。

若い世代の議会参画の観点から、年齢別報酬や原価方式についても議論する中、若い世代の議員が少ない現状において、今後議員を目指す者が増え、議会がますます活性化していくために報酬額を引き上げてはどうかという意見が出る一方、議員定数の削減と議員報酬の額の引き上げとは区別して考え、報酬額については、もっと町民の声を聞いたうえで、議員の中で審議されるべきである。また、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響により、社会の仕組みは大きく変化し、先行きが見通せない社会経済情勢となっている。地域経済の停滞も懸念される状況を踏まえると、議員報酬の額を引き上げる適切な時期ではなく、据え置きとすべきとの意見などが出された。

3 審議結果

本審議会は、議会議員の議員報酬の額について、次のとおり答申する。

本町の財政状況から勘案すると、大幅な増額は困難である。現行の議員報酬の額については、京都府内の町村や類似団体との比較によると、やや低い状況であり、また町長の給料月額に対する議員報酬との比較においても、町村議会モデルの数値より、やや低い状況にある。

また、町民の意見を町政に反映させるために、多様な方が議員のなり手となるよう引き上げることとし、現行の額からそれぞれ2万円の増額が適当であるとの結論に達した。

4 結論

議会議員の議員報酬の額は以下のとおりとする。

議長については、月額320,000円 とする。

副議長については、月額250,000円 とする。

常任委員長・議会運営委員長については、月額240,000円 とする。

議員については、月額230,000円 とする。

なお、改正の時期としては、定数削減後の令和3年11月の任期満了に伴う一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から改定することが適当である。

5 その他（附帯意見）

京丹波町議会におかれては、「議員定数・報酬等」及び「今後の議会の在り方」について1年4箇月にわたる協議を行い、定数削減に踏み切られたことに対しましては、様々なご苦勞があったことと存じます。審議会において、議会議員の議員報酬の額については、増額が適当であるとの結論に達しましたが、今後においては、町民の意見を町政に反映させるために、町民に議員活動内容がわかる仕組みづくりを議会において検討していただくとともに、町民アンケート結果における町民からの様々な意見を真摯に受け止め、京丹波町の更なる発展に向けて、より一層ご尽力されることをお願いする。

また、今後、通年議会の導入など、今後の議会の活動の在り方や社会経済情勢等の変化が想定されることから、議会議員の議員報酬の額について、適切な時期に審議会を開催されることを要望する。